都幾川村·玉川村

2005.11 第 13 号

合併協議会だより

平成17年10月27日(木)に第8回合併協議会が開催されました。

協議事項

協議第72号 ときがわ町の町章候補の選定について

ときがわ町の町章候補として、協議会委員の投票により、入間市の菅谷 様の作品が選定されました。

なお、正式な町章の制定日は、平成18年2月1日となります。

ときがわ町の町章選定基準に基づく賞品の贈呈について

< 最優秀賞 1点 全国百貨店共通商品券 5万円分> 入間市 菅谷 健夫 様

<優秀賞 4点 全国百貨店共通商品券 各1万円分>

朝霞市 飯泉 恭子 様本庄市 福島 進 様さいたま市 福島 恵子 様都幾川村 岡野 芳太 様

報告事項

報告第11号 合併協議の経過報告について

合併協議の経過

平成16年10月18日	「2村合併に関する住民アンケート」の実施
11月 1日	都幾川村、玉川村で「都幾川村・玉川村合併協議会」を設置
11月12日	第1回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
11月24日	第2回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
12月13日	第3回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
12月21日	第4回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
平成17年 1月26日	第5回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
十成17年 1月20日	すべての協定項目の協議を終了
2月17~19日	4会場で「合併に関する住民説明会」を実施
2月24日	第6回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
3月 5日	合併協定書調印式

3月 8日	2村議会に合併関連議案提出、議決	
3月23日	埼玉県知事へ廃置分合申請書を提出	
5月27日	第7回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催	
5月31日·6月1日	合併準備説明会(2村職員対象)を開催	
7月 8日	埼玉県議会による廃置分合の議決	
7月22日	埼玉県知事による廃置分合の決定、総務大臣へ届出	
77220	「新町の町章デザイン公募」の実施	
8月24日	総務大臣による廃置分合の官報告示	
10月27日	第8回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催	
平成18年 2月 1日	新町発足	

報告第12号 合併協定項目に係る調整状況について(その1)

「合併時(合併翌年度当初)に再編(統合)する」とした調整結果について、次のとおり報告する。

協定項目 No.10 地方税の取扱いについて

事務事業名	現況		ときがわ町
争切争来位	都幾川村	玉川村	(調整結果)
法人市町村民税賦課	減免	減免	減免
(税率、減免)	地方税法、都幾	地方税法、玉川	・民法第34条の公益法人
	川村税条例で定め	村税条例で定めて	·特定非営利活動促進法第2
	ている。	いる。	条第2項に規定する法人で、収
			益事業を行わないもの
			・その他、特別の事由があるも
			0
軽自動車税賦課	納期	納期	納期
(税率、納期、減免等)	4月11日から	5月1日から	5月1日から5月31日とする。
	4月30日	5月31日	
入湯税	課税免除	課税免除	課税免除
	・年齢12歳未満の	・年齢12歳未満の	・年齢12歳未満の者
	者	者	共同浴場又は一般公衆浴場
	共同浴場又は一	共同浴場又は一	に入湯する者
	般公衆浴場に入湯	般公衆浴場に入湯	日帰り客の利用に供する施
	する者	する者	設において、入湯料金1,000
		日帰り客の利用に	円以下で入湯する者
		供する施設におい	
		て、入湯料金1,00	
		0円以下で入湯する	
		者	

協定項目 No.14 事務組織及び機構の取扱いについて

事務事業名	ときがわ町(調整結果)
組織と職員数	本庁舎(現玉川村役場)
行政組織	総務課、企画財政課、税務課、町民課、福祉課、環境課、会計室、
	選挙管理委員会事務局
	第二庁舎(現都幾川村役場)
	産業観光課、建設課、教育総務課、生涯学習課、水道課、議会事務局、
	監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務
	局、農業委員会事務局
	第二庁舎には、住民窓口を担当する「窓口センター」を設置

協定項目 No.25-5 広報広聴事業の取扱いについて

事務事業名	ときがわ町(調整結果)		
広報(広報紙発行)	【発行日】		
	毎月第4金曜日		
	【配布方法】		
	行政区及び自治会加入世帯は、行政区長自治会を通じ配布する。未加入		
	世帯に対しては、公共施設及びコンビニエンスストアに設置する。		

協定項目 No.22-7 消防、防災事業の取扱いについて

事務事業名	現況		ときがわ町
李衍李来 石	都幾川村	玉川村	(調整結果)
消防団に関すること	【定員数】	【定員数】	【定員数】
	105人	70人	175人
	【組織数】	【組織数】	【組織数】
	2 分団	3分団	5 分団
	【詰め所数】	【詰め所数】	【詰め所数】
	7か所	3か所	10か所
	【消防車両】	【消防車両】	【消防車両】
	ポンプ車:4両	ポンプ車:2両	ポンプ車∶6両
	タンク車:2両	タンク車:1両	タンク車:3両
	小型動力ポンプ積		小型動力ポンプ積載車:1両
	載車:1両		
災害対策本部	設置基準:両村ともに有	<i>נ</i> ונּ	地域防災計画により定める。
	設置場所:両村役場		なお、策定までの間は、2村
			の設置基準を統合し新町の組
			織に応じ設置する。
			本部は、ときがわ町本庁舎と
			する。

協定項目 No.22-13 障害者福祉事業の取扱いについて

	現	況	ときがわ町
事務事業名	———————————————— 都幾川村	玉川村	(調整結果)
障害児(者)生活サポ	【対象者】	【対象者】	【対象者】
ート事業	身体障害者	身体障害者	身体障害者
	知的障害者	知的障害者	知的障害者
	└障害児	· 障害児	· 障害児
		· 精神障害者	· 精神障害者
	【年間利用時間】	【年間利用時間】	【年間利用時間】
	・150時間を上限	・150時間を上限	・150時間を上限
		重度心身障害児に	
		ついては、300時間	
		を上限	
	【負担割合】	【負担割合】	【負担割合】
	運営費補助として	運営費補助として	運営費補助として1時間
	1時間当たり1,900円	1時間当たり1,900円	当たり1,900円
	県費1/2	県費1/2	県費1/2
	(1,050,000 円が限度)	(1,050,000 円が限度)	(1,050,000 円が限度)
	村費1/2	村費1/2	町費1/2
	【利用料助成】	【利用料助成】	【利用料助成】
	利用者負担が1時間	利用者負担が1時間	利用者負担が1時間当た
	当たり300円になるよう	当たり300円になるよう	り300円になるよう助成す
	助成する。ただし、1時	助成する。ただし、1時	る。ただし、1時間当たりの
	間当たりの助成額の上	間当たりの助成額の上	助成額の上限は 650円ま
	限は650円まで。	限は650円まで。	で。
		なお、障害児が利用	
		の場合は0円から300	
		円の負担とする。	
障害者ホームヘルプサ	【対象者】	【対象者】	【対象者】
ービス事業	·身体障害者	·身体障害者	・子育て家庭
	·知的障害者	·知的障害者	·難病患者
	·障害児	·障害児	(身体障害者、知的障
	·難病患者	·難病患者	害者、障害児は支援費
	・寝たきりの状態、日	・判定が「自立」の65	制度へ移行。寝たきり
	常生活に支障がある	歳以上の介護を必要	の状態、日常生活に支
	65歳以上の者のい	とする高齢者	障がある65歳以上の
	る世帯	・子育て家庭	者のいる世帯は介護保
			険制度へ移行。
			判定が「自立」の65
			歳以上の介護を必要と

障害者ホームヘルプサ			する老人は、高齢者生
ービス事業(つづき)			活指導員派遣事業(県
			補助事業)で対応。)
	【利用者負担額】	【利用者負担額】	【利用者負担額】
	・1時間当たり	・1時間当たり	・1時間当たり
	0円から950円	0円から300円	0円から300円

協定項目 No.22-14 高齢者福祉事業の取扱いについて

言 观言学句	現況		ときがわ町
事務事業名	都幾川村	玉川村	(調整結果)
高齢者慶祝事業	長寿祝い金	長寿祝い金	長寿祝い金
	【支給対象者】	【支給対象者】	【支給対象者】
	住所を有している期間が	住所を有している期間が	住所を有している期間
	1年以上の100歳の方	1年以上の100歳の方	が1年以上の100歳の方
	【支給額】	【支給額】	【支給額】
	居住期間が	居住期間が	居住期間が
	30 年以上の方 20 万円	30 年以上の方 20 万円	30年以上の方 20万円
	30 年未満の方 10 万円	30 年未満の方 10 万円	30 年未満の方 10 万円
	敬老祝金	敬老祝金	敬老祝金
	【支給対象者】	【支給対象者】	【支給対象者】
	9月 15日現在で満 75歳	翌年の4月1日現在で満	9 月 1 日現在で満 77
	に達している者で、都幾川	75 歳以上である者で、玉川	歳、満88歳、満99歳であ
	村に 1 年以上居住している	村に 1 年以上居住している	る者で、引き続きときがわ
	者	者	町に1年以上居住してい
			る者
	【支給額】	【支給額】	【支給額】
	5,000 円~30,000 円	5,000 円 ~ 20,000 円	77 歳:10,000 円
	(対象年齢により異なる)	(対象年齢により異なる)	88 歳 : 20,000 円
			99 歳:30,000 円
	【支給申請】	【支給申請】	【支給申請】
	新規(75歳)の方のみ申請	新規(75歳)の方のみ申請	申請不要
	書の提出が必要	書の提出が必要	

協定項目 No.22 - 17 ごみ処理事業の取扱いについて

事務事業名	現況		ときがわ町	
字切字未口	都幾川村	玉川村	(調整結果)	
粗大ごみ収集運	【収集回数】	【収集回数】	【収集回数】	
搬手数料	毎月1回(1回5品目ま	隔月1回(1回5品目ま	毎月1回(1回5品目ま	
	で)	で)	で)	

粗大ごみ収集運	[手数料]	【手数料】	【手数料】
搬手数料(つづ	粗大ごみの形状により50円	粗大ごみの形状により50円	粗大ごみの形状により50
き)	~1,500円を徴収	~1,500円を徴収	円~1,500円を徴収
ごみ減量化対策	【取組内容】	【取組内容】	【取組内容】
事業(啓発活動·	家庭用生ごみ処理器設	家庭用生ごみ処理器設	家庭用生ごみ処理器設
排出抑制)	置費補助金交付	置費補助金交付	置費補助金交付
	廃品回収実施団体奨励	資源回収実施団体奨励	資源回収実施団体奨
	金交付	金交付	励金交付
	広報紙及び回覧によるご	広報紙及び回覧によるご	広報紙及び回覧による
	みの分別の啓発	みの分別の啓発	ごみの分別の啓発
		ごみ減量化の工夫につい	
		て、カレンダーに記載	
集団資源回収事	【対象団体】	【対象団体】	【対象団体】
業	小学校 PTA その他 地域	営利を目的とせず、資源	小学校 PTA その他地
	的団体で次の要件を備えた	回収を年1回以上自らの手	域的団体で次の要件を備
	もの	で実施する団体	えたもの
	村に登録した団体		町に登録した団体
	回収は年2回以上実施		回収は年1回以上実施
	地域住民自らの手で継続		地域住民自らの手で継
	して実施		続して実施
	古紙類等の回収を業とし		古紙類等の回収を業と
	ないこと		しないこと
	【対象品目】	【対象品目】	【対象品目】
	·紙類·繊維類	·紙類 · 衣類	·紙類·繊維類
	・金属類・ビン類	・アルミ缶 ・ビン類	・アルミ缶・ビン類
	【奨励金額】	【奨励金額】	【奨励金額】
	紙類、繊維類、	紙、衣類 9円/Kg	紙類、繊維類、アルミ缶
	金属類 7円/Kg	アルミ缶20円/Kg	7円/Kg
	ビン類 7円/本	ビン類 9円/本	ビン類 7円/本
	1団体につき年間支払	1団体につき年間支払	1団体につき年間支
	限度額400,000円	限度額500,000円	払限度額400,000円
			玉川村実施の団体
			育成費は廃止する。

協定項目 No.22-18 環境対策事業の取扱いについて

事務事業名	現況		ときがわ町
于初于未口	都幾川村	玉川村	(調整結果)
公害防止協定	【共通事項】	【共通事項】	玉川村の例により、実施す
	公害を発生させる	公害を発生させる	る。

公害防止協定(つづき)	おそれのある業者と	おそれのある業者との	
	の間で事業活動に伴	間で事業活動に伴う	
	う公害を防止するた	公害を防止するため	
	め事業者が取るべき	事業者が取るべき措	
	措置を相互の合意形	置を相互の合意形成	
	成により取り決める。	により取り決める。	
	【根拠法令等】	【根拠法令等】	
	該当なし	- 玉川村開発指導要	
		綱	
		· 公害防止協定書	

協定項目 No.22-26 学校教育事業の取扱いについて

网足项目 NO.22 - 20 子1	現況		ときがわ町
事務事業名	都幾川村	玉川村	(調整結果)
奨学資金	【奨学金の貸付け】	【奨学金の貸付け】	【奨学金の貸付け】
	該当なし	普通奨学資金	玉川村の例により、実施
		高等学校	する。
		年12万円	
		大学	
		年24万円	
		大学(短大)	
		年24万円	
		大学(医科·歯科)	
		年60万円	
		高等専門学校	
		年24万円	
		専修学校 · 各種学校	
		(高等課程)	
		年12万円	
		(専門課程)	
		年24万円	
		 特別貸付(入学初	
		年度に1回に交付)	
		高等学校	
		10万円	
		大学	
		30万円	
		 大学(短大)	
		16万円	

事務事業名	現況		ときがわ町
	都幾川村	玉川村	(調整結果)
奨学資金(つづき)		大学(医科·歯科)	
		150万円	
		高等専門学校	
		12万円	
		専修学校·各種学校	
		(高等課程)	
		10万円	
		(専門課程)	
		16万円	
		【基金】	
		特別会計基金の額	
		は、1億円。	
		【認定】	
		奨学資金の決定等	
		は、関口茂八奨学生	
		選考委員会により決	
		定する。	
		【貸付対象】	
		住所を有する者	

合併協議会からのお知らせ

第9回 都幾川村・玉川村合併協議会が開催されます。

日 時:平成17年12月2日(金)

午後2時から

場 所:玉川村文化センター(アスピアたまがわ) 2階会議室

傍聴については合併協議会事務局へお問い合わせください。

日時・場所については、都合により変更になる場合があります。

なお、傍聴定員は原則30名以内で開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

発行 都幾川村·玉川村合併協議会事務局 〒355-0396 比企郡都幾川村大字桃木32番地

TEL 090 - 4374 - 5165

090 - 8645 - 4361

ホームページ http://www.tokitama.jp